



TEL 043-241-6121

FAX 043-243-3430

URL <http://www.osmk-ohb.co.jp>

令和3年7月1日

代表社員 石田 洋祐

7月1日付で、大嶋幸児が、当税理士法人  
に加入いたします。どうぞよろしくお願ひいた  
します。

今月より、大嶋幸児が当社社員税理士として加入し、大嶋会計は大嶋幸児並びに私、石田の共同代表体制で新たにスタートすることになりました。今後も更なる顧客サービスの充実を目指して役職員一同対応させていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

## ●月次支援金について

### (1) 概要

緊急事態宣言・まん延防止等重点措置の影響緩和のため、2021年4月以降の売上が2019年又は2020年の同月の売上と比較して50%以上減少しているなどの要件を満たした中小法人・個人事業主に対し、各月20万円（個人の事業主は10万円）を上限に給付金が支給されます。

#### ① 給付対象

以下の(イ)(ロ)を満たせば、給付対象となります。

(イ) 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う、飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること。

(ロ) 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施された月のうち対象措置の影響を受けて月間売上が2019年又は2020年の同じ月と比べて50%以上減少していること。

#### ② 給付対象外のケース

季節要因など、緊急事態措置又はまん延防止措置の影響と認められない原因で売上が減少しているものや、地方公共団体の「協力金」の支給対象となっている事業者は対象外となります。

### (2) 手続き

オンラインでの申請となり、登録機関の事前確認が原則必要となります。（当社も登録機関です。）その他要件の詳細は添付の資料をご確認ください。